

「令和4年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」開催要領

1 趣旨

国際植物防疫条約（IPPC）は、植物に有害な病害虫の侵入・まん延を防止すること及び条約加盟国間で植物検疫措置の調和を図ることを目的として、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）を策定している。WTO/SPS 協定「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」において、加盟国は、ISPM がある場合には、ISPM に基づいて自国の植物検疫措置をとることとされており、その策定に際しては我が国の意見を適切に反映させることが重要である。

ISPM は、加盟国協議及び IPPC 総会における採択を経て策定される。加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、消費者団体、流通関係団体、生産者関係団体、学識経験者等の国内関係者と意見・情報交換を行うことを目的として、「令和4年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」（以下「国内連絡会」という。）を開催することとする。

2 開催日時

令和4年9月9日（金）13:30-16:00

3 開催場所

農林水産省本省 消費・安全局第1会議室

4 事務局

農林水産省消費・安全局植物防疫課

5 議題

加盟国協議に諮られている ISPM 案（別添1）に関する意見交換

6 構成

委員は別添2のとおりとする。

7 議事進行

国内連絡会の議事進行は、委員のうち互選等により選出された者が行う。

8 議事の公開

- (1) 国内連絡会は、原則公開とする。
- (2) 傍聴者（WEB）の募集は、農林水産省のホームページより行う。傍聴者には発言権は認めない。
- (3) 国内連絡会の資料及び議事概要については、公開資料とする。ただし、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りではない。また、発言者を明示した議事概要を作成し、委員の確認をとった上で公表する。

（以上）

添付資料

(別添 1) 加盟国協議に諮られている「植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)」
案の概要

(別添 2) 令和 4 年度国際植物防疫条約に関する国内連絡会委員名簿

(別添1)

加盟国協議に諮られている「植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)」
案の概要

(協議期間：令和4年7月1日～9月30日)

1. 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

- (1) ISPM5 「植物検疫用語集」の改正
- (2) ISPM37 「ミバエ科に対する果実の寄主ステータスの決定」
附属書「利用可能な情報を評価するためのクライテリア」
- (3) ISPM27 「検疫有害動植物の同定診断プロトコル」附属書
 - ① *Ceratitidis* 属 (ミバエ科)
 - ② *Mononychelus tanajoa* (Cassava green mite)

2. 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

- (1) ISPM4 「有害動植物無発生地域の設定のための要件」の改正
- (2) ISPM5 「植物検疫用語集」の改正
- (3) ISPM18 「植物検疫措置としての放射線照射の使用のための指針」の改正
- (4) ISPM20 「植物防疫輸入規制制度のための指針」
附属書「個別の輸入許可の利用」
- (5) ISPM28 「規制有害動植物に対する植物検疫処理」附属書
「ビーズレイコナカイガラムシに対する放射線照射処理」

(別添2)

令和4年度国際植物防疫条約に関する国内連絡会
委員名簿

石井 公子	一般財団法人消費科学センター	企画運営委員
大藤 泰雄	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 植物防疫研究部門	研究推進部長
荻野 英明	日本青果物輸出促進協議会	事務局長
児玉 好美	一般社団法人 日本種苗協会	植物防疫委員
小林 政信	全国農業協同組合連合会 園芸部	園芸振興課
阪村 基	一般社団法人 神戸植物検疫協会	常務理事
等々力 節子	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 食品研究部門	研究推進室

(敬称略、五十音順)